

事 務 連 絡
平成23年3月23日

各 { 都 道 府 県 }
 { 指 定 都 市 } 特定不妊治療費助成事業担当者 殿
 { 中 核 市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

東北地方太平洋沖地震に係る特定不妊治療費助成事業の
申請期限の取り扱いについて

特定不妊治療費助成事業の助成の申請については、原則として、治療が終了した日の属する年度内に行うこととしていますが、今般の東北地方太平洋沖地震に伴い、申請期限について、下記のとおり取り扱うこととしたので、申請者、指定医療機関等の関係者に対し周知いただきますようお願いいたします。

1 罹災により治療が終了した日の属する年度内に申請が行えない状況

- ① 申請書提出先の保健所等の行政機関が申請の受け付けを行えない状況にあり、申請書の提出が出来ない場合。
- ② 申請に必要な添付書類について、行政機関又は指定医療機関が発行を行えない状況にある場合。
- ③ 申請者が罹災により申請書の提出が出来ない場合。
- ④ その他、罹災による特段の事情がある場合。

2 申請期限の延長について

上記1の理由にある場合、申請期限について、延長しても差し支えない。なお、この場合において、年度ごとの申請者の助成回数の数え方については、平成22年度に申請が行われたものとして取り扱うこととして差し支えない。